

議案第69号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月3日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第3 33の2の部（1）の項中「第4項」を「第5項」に改め、同部（7）の項から（11）の項までの規定中「第17項」を「第21項」に改め、同部（12）の項から（14）の項までの規定中「第20項」を「第29項」に改め、同表34の部（1）の2の項中「第24項」を「第38項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。